

令和5年11月24日

郡市区等医師会 御中

大阪府医師会
(公印省略)

特定労務管理対象機関の指定に係る第三期申請の広報への協力について

平素は本会事業の推進に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記につきまして、別添の通り大阪府より周知依頼がありました。

令和6年4月からの勤務医の時間外・休日労働時間の上限規制（医師の働き方改革）適用に関して、時間外・休日労働が年960時間を超えることがやむを得ない医師が勤務している医療機関においては、特定労務管理対象機関としての指定（B・C水準）を都道府県へ申請する必要があります。

本件は、今般、多くの指定申請予定医療機関にて、医療機関勤務環境評価センターから指定申請に必要な評価結果が通知されていないことから、大阪府にて第三期申請を下記のとおり受け付けることを周知するものです。

貴会におかれても事情をご賢察賜り、会員医療機関のご協力についてご高配をお願い申し上げます。

なお、本周知につきましては、大阪府より大阪府病院協会および大阪府私立病院協会にも同様の依頼がなされておりますことを申し添えます。

記

第三期申請

【申請時期】

令和5年12月1日（金曜日）から 令和6年1月19日（金曜日）まで

※評価結果が通知されていない場合は、評価結果報告書以外の申請書一式を受付期間内にご提出いただき、評価結果報告書を後日ご提出ください。

※医療法上、指定するにあたって、あらかじめ医療審議会の意見を聴かなければならないため、1月19日までに申請されない場合は、令和6年4月1日に効力を有する指定ができませんのでご注意ください。

（参考）第一期申請（受付終了）：令和5年5月1日 から 7月20日 まで

第二期申請（受付終了）：令和5年8月1日 から 11月20日 まで

【申請方法】※第一期申請・第二期申請と同様

〈郵 送〉 送付先：〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目1-22

大阪府 健康医療部 保健医療室 医療対策課 医療人材確保グループ

〈電子メール〉 送付先：iryotaisaku@sbox.pref.osaka.lg.jp

※メールの題名は、「医療機関名（特定労務管理対象機関の指定申請）」としてください。

【問い合わせ先】

大阪府健康医療部 保健医療室 医療対策課 医療人材確保グループ

TEL：06-6941-0351（内線：3983）

※上記の内容は、大阪府ホームページ『特定労務管理対象機関の指定申請について』にも掲載

<https://www.pref.osaka.lg.jp/iryo/ishihatarakikatakai/siteisinsei.html>

【担当】大阪府医師会地域医療1課

TEL：06-6763-7012